

## 八幡市文化センター申告会場

(3階・相談時間一午前9時30分～午後4時)

月	日	曜日	申告の種類	対応者
2月	16	木	公的年金所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員
	17	金		
	20	月		
	21	火		
	22	水		
	23	木		
	24	金		
	27	月		
	28	火		
	29	水		
3月	1	木	2月28日以降は、市職員のみの対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。	
	2	金		
	5	月		
	6	火		
	7	水		
	8	木		
	9	金		
	12	月		
	13	火		
	14	水		
	15	木		

※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。

※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。

また、正午から午後1時までは相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

**土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません**

## 申告期間

2月16日(木)～  
3月15日(木)  
**忘れず申告しましょう**

**所得税  
住民税**

税の申告会場を2月16日(木)から3月15日(木)まで、市文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

## 申告会場を開設

源は、税金によって賄われています。

税の申告は、私たち暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料の算定などにも必要です。忘れずに申告しましょう。

### 住民税(市民税・府民税)

#### ◆問い合わせ 市民税課

- ▼申告に必要なもの
- ▼申告書に添付
- ▼医療費控除を受けるとき
- ▼給与所得者で勤務先から提出されている人
- ▼給与所得者で勤務先から提出されていない人
- ▼医療費控除を受けるとき
- ▼公的年金以外に所得があるが、所得税の確定申告が

- ▼扶養控除・生命保険料控除
- ▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出されている場合は、住民税の申告書を提出する予定です。ただし、公的年金收入のみで、平成23年度非課税の人には送付しない場合があります。
- ▼申告の必要のない人でも

- ▼扶養控除・生命保険料控除
- ▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出された人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要です。

### 所得税(国税)

#### ◆問い合わせ 宇治税務署

- ▼扶養控除・生命保険料控除
- ▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出された人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要です。

- ▼扶養控除・生命保険料控除
- ▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出されている場合は、住民税の申告書を提出する予定です。ただし、公的年金收入のみで、平成23年度非課税の人には送付しない場合があります。
- ▼申告の必要のない人でも

- ▼扶養控除・生命保険料控除
- ▼退職所得で「退職の受給に関する申告書」が未提出された人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は申告が必要です。

## 市税の納付は口座振替(自動払込)のご利用を

□口座振替を利用すると、納期限日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽車税すべての税を振替し

■住民税の申告が不要な人

▼所得税の確定申告を提出している人

▼印かん

■住民税の申告が不要な人

▼所得税の確定申告を提出している人

▼印かん

■所得税の申告が必要な人

▼給与所得者は年未調整整

■所得税の申告が必要な人

▼扶養控除・生命保険料控除

■所得税の申告が必要な人

▼扶養控除・生命保険料控除

□口座振替の申し込みは、金融機関(市外の金融機関)または納税課で行なうことができます。振替は平成24年度分からとなりますが、第1期から口座振替を行なう場合は、固定資産税は4月13日までに、市・府民税、軽自動車税は

5月15日までに手続きをしてください。

#### ◆問い合わせ 納税課

□口座振替の申し込みは、金融機関(市外の金融機関)または納税課で行なうことができます。振替は平成24年度分からとなりますが、第1期から口座振替を行なう場合は、固定

資産税は4月13日までに、市・府民税、軽自動車税は

5月15日までに手続きをしてください。

□申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

次の一戸建住宅の改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家の固定資産税額(床面積100m<sup>2</sup>までを限度)の3分の1相当です。

▼住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住す  
る人(改修費用の負担金が30万円以上の工事の場合は、改修費用の3分の1相当です)。

▼改修工事 平成25年3月31日まで、次のパリアフリーリー改修工事が完了した住宅への取り替え(床表面の滑り止め)手続き

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。作成した申告書等は、e-TAXを利用して送信するか、プリントで印刷して郵送等で提出することができます。

申告書は自分で作成しましょう！  
国税庁ホームページ  
[http://www.nta.go.jp]

申告書等は京都府地方税機関に提出する場合、お届け先は、京都府および各市町村に提出します(郵送)。ただし、京都市への提出分を除く。これまで申告書等は、京都市および事業所等があるそれまでの市町村に提出していましたが、京

申告書等を一括して提出できるところを拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。4月からの申告書等を提出できるところを拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。

申告の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。納付手続、還付手続、納税証明書の発行はこれまで

## パリアフリー改修で 固定資産税を減額



### 国税庁のホームページで簡単に申告書を作成！

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。作成した申告書等は、e-TAXを利用して送信するか、プリントで印刷して郵送等で提出することができます。

申告書は自分で作成しましょう！

国税庁ホームページ  
[http://www.nta.go.jp]

## 京都府内の法人府民税・事業税、 法人市町村民税の申告書等の 提出先が変わります

4月から京都府および各市町村において行います。  
※4月2日申告期限分(3月未申告期限到来分)は従来どおり京都府および各市町村に提出してください。

4月からは京都地方税機関に申告書等を一括して提出できるところを拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。

申告の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。

パリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範

囲は、改修した家の固定資産税額(床面積100m<sup>2</sup>までを限度)の3分の1相当です。

▼改修工事 平成25年3月31日まで、次のパリアフリーリー改修工事が完了した住

宅への取り替え(床表面の滑り止め)手続

申告書等は自分で作成しましょう！  
国税庁ホームページ  
[http://www.nta.go.jp]

申告書等は京都府地方税機関に提出する場合、お届け先は、京都府および各市町村に提出します(郵送)。ただし、京都市への提出分を除く。これまで申告書等は、京

申告の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。

4月からの申告書等を提出できるところを拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。

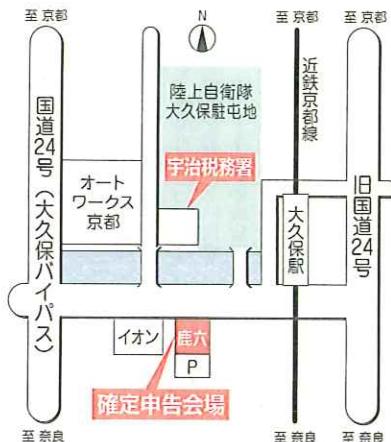
申告の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。

# 譲渡所得などの申告は、税務署確定申告会場へ

土地や建物、株式などの「譲渡所得」の申告は、直接、宇治税務署の確定申告会場へお越しください。

※市文化センターの会場では受け付けをしていません。

## 宇治税務署の確定申告会場は税務署向かいの「鹿六」4階



宇治税務署の確定申告会場は税務署向かいの「鹿六」4階です。会場の開設期間中は、税務署内には確定申告会場を設けていません。作成済みの申告書等の受け付け、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。

●開設期間 2月1日(水)から3月15日(木)まで

※土・日・祝日は開設しません。

●開設時間 午前9時～午後5時(会場の都合により、なるべく午後4時までにお越しください)

◆問い合わせ 宇治税務署

◆宇治税務署 0774-44-4141

(自動音声案内に従って電話機を操作してください)

## 還付申告センターをご利用ください

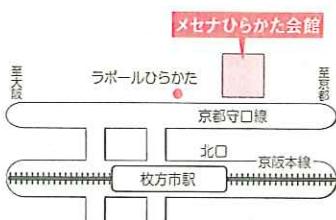
還付申告をされる人の利便性を図るために、還付申告センターが開設されます。会場では、税理士による相談を実施します。

※年未調整済の給与所得者が対象です。住宅の買い換え等、譲渡所得のある人は各税務署の申告会場で直接申告してください。

■枚方会場 メセナひらかた会館6階(京阪「枚方市駅」北口を出て徒歩5分)

△開設期間 2月1日(水)から15日(水)まで

※土・日・祝日および2月7日(火)まで



◆14日(火)は開設しません。

△開設時間 午前10時から午後4時まで

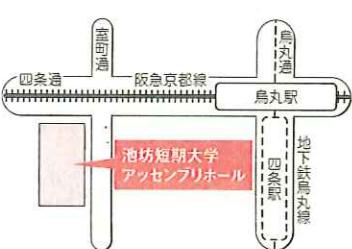
## 確定申告期間内に2回

## 広域センターを開設

2月19日、26日の日曜日、税務署員による確定申告の受け付けを行う広域センターを開設します。

■四条烏丸会場 池坊短期大学・美心館地階アッセンブリホール(地下鉄「四条駅」または阪急「烏丸駅」、26番出口より西へ徒歩2分)

△開設時間 午前9時から午後5時まで



※枚方会場、四条烏丸会場とも、混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります。

◆問い合わせ 京都地方税  
税務署事務局  
TEL: 075-449-4499

パリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範

囲は、改修した家の固定資産税額(床面積100m<sup>2</sup>までを限度)の3分の1相当です。

▼改修工事 平成25年3月31日まで、次のパリアフリーリー改修工事が完了した住

宅への取り替え(床表面の滑り止め)手続

申告書等は自分で作成できます。

申告書等は京都府地方税機関に提出する場合、お届け先は、京都府および各市町村に提出します(郵送)。ただし、京都市への提出分を除く。これまで申告書等は、京

申告の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。

申告の提出先はこれまでどおり、京都府および各市町村です。